

大和市告示第198号

大和市振り込め詐欺防止対策のための電話機等購入費補助金交付要綱を次のように定める。

平成30年9月28日

大和市長 大 木 哲

大和市振り込め詐欺防止対策のための電話機等購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における振り込め詐欺被害を未然に防止するため、特定の機能を備えた電話機の購入に要する経費に対し、大和市振り込め詐欺等防止対策のための電話機等購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、大和市補助金交付規則（昭和42年大和市規則第21号。以下「規則」という。）に規定するもののほか必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次条に規定する電話機等を購入した者であって、かつ、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記載されている70歳以上の者
- (2) 次条に規定する電話機等により録音された音声その他の情報を、振り込め詐欺事件の捜査又は振り込め詐欺被害の防止のために警察に提供することに同意する者
- (3) 市税等を滞納していない者
- (4) 過去にこの要綱による補助金の交付を受けていない者

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、次の各号のいずれかに該当する電話機又は機器（以下「電話機等」という。）の購入費用とする。

- (1) 電話を受信した際に、音声を録音する旨の音声メッセージが流れ、会話を自動で録音することができる機能を備えた家庭用固定電話機
- (2) 家庭用固定電話回線に接続する機器で、前号の家庭用固定電話機と同様の機能を備えたもの

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、前条に規定する電話機等の購入金額（補助の対象となる電話機等は1台とし、補助金の額は総額で10,000円を上限とする。）とし、100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(交付の申請)

第5条 申請者は、大和市振り込め詐欺防止対策のための電話機等購入費補助金交付申請書に、次に掲げる書類を添付して、電話機等を購入した日から6月以内に市長へ提出しなければならない。

- (1) 電話機等の購入に係る領収書の原本又は写し
- (2) 第3条第1号に規定する機能が確認できる取扱説明書の写し
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(交付の決定の通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査した上、適当と認めるものにつき、補助金の額を決定し、大和市振り込め詐欺防止対策のための電話機等購入費補助金交付決定通知書により、申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 規則第6条第2項に規定する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。この場合において、市長の承認を受けて財産を処分することにより、収入があったときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。
- (2) 前号に規定するもののほか、市長が特に必要と認める事項を遵守するものとする。

(交付の請求)

第8条 補助事業者は、第6条の規定による通知を受けたのち、補助金の交付を受けようとするときは、規則第9条第2項の請求書を市長に提出しなければならない。

(状況等の調査)

第9条 市長は、必要と認めるときは、補助事業者に対し電話機等の利用状況について調査することができる。

(様式)

第10条 この要綱で使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の規定による補助金の対象となる電話機等は、補助対象者が施行日以後に購入したものとする。

（失効）

3 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた第5条の規定による申請に係る事案については、なお従前の例による。

## 別表（第10条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	大和市振り込め詐欺防止対策のための電話機等購入費補助金 交付申請書	第6条
第2号様式	大和市振り込め詐欺防止対策のための電話機等購入費補助金 交付決定通知書	第7条